年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1	今回のあっ	++ 4	.生	押車
		ת נו (/== U	1464 77

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 平成12年4月から同年9月までの期間は22万円、同年10月は24万円、同 年 11 月から 13 年 1 月までの期間は 26 万円、同年 2 月は 24 万円、同年 3 月 は22万円、同年4月から同年6月までの期間は26万円、同年7月は24万円、 同年8月から同年11月までの期間は22万円、同年12月は24万円、14年1 月は22万円、同年3月は19万円、同年5月から同年10月までの期間は26 万円、同年 11 月から 15 年 4 月までの期間は 32 万円、同年 5 月は 34 万円、 同年6月及び同年8月は30万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年 11 月は 26 万円、16 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 24 万円、同年 3 月及び同 年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は30万円、同年7月は32 万円、同年8月は24万円、同年9月から同年11月までの期間は32万円、同 年 12 月は 24 万円、17 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 26 万円、同年 3 月から 同年5月までの期間は32万円、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同 年8月は26万円、同年9月から同年11月までの期間は32万円、同年12月 は30万円、18年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月から同年12 月までの期間は32万円、19年1月は30万円、同年2月は26万円、同年3 月及び同年4月は24万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7 月は30万円、同年8月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から21年11月21日まで A社(以下「申立事業所」という。)に勤務していた期間について、年 金事務所の標準報酬月額の記録が、私が所持する給与明細書の支給額と相 違している。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書により、申立人は、申立期間のうち平成12年4月から14年1月までの期間、同年3月、同年5月から15年6月までの期間、同年8月から同年11月までの期間及び16年1月から19年8月までの期間について、オンライン記録における標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額と同額又は報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これ に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除してい たと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う 標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低 い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 12 年4月から同年9月までの期間は 22 万円、同年 10 月は 24 万円、同年 11 月から 13 年 1 月までの期間は 26 万 円、同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月から同年6月までの 期間は 26 万円、同年7月は 24 万円、同年8月から同年 11 月までの期間は 22 万円、同年 12 月は 24 万円、14 年 1 月は 22 万円、同年 3 月は 19 万円、同 年5月から同年10月までの期間は26万円、同年11月から15年4月までの 期間は32万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年8月は30万円、同年 9月及び同年 10月は 32万円、同年 11月は 26万円、16年 1月は 28万円、 同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は26万円、 同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は24万円、同年9月から 同年 11 月までの期間は 32 万円、同年 12 月は 24 万円、17 年 1 月は 28 万円、 同年2月は26万円、同年3月から同年5月までの期間は32万円、同年6月 は28万円、同年7月は30万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11 月までの期間は32万円、同年12月は30万円、18年1月は26万円、同年2 月は24万円、同年3月から同年12月までの期間は32万円、19年1月は30 万円、同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月は26 万円、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月は26万円とするこ とが妥当である。

なお、前述の期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情を得ることはできないが、前述の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額とが、長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に

見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時) は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行って おらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められ る。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 2 月及び 19 年 9 月から 21 年 10 月までの期間については、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と比べて低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成14年4月、15年7月及び同年12月については、給与明細書等、申立人に係る報酬月額又は厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州 (熊本) 厚生年金 事案 5376

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年11月5日から24年5月1日まで

私は、A社(以下「申立事業所」という。)の役員を平成22年11月4日付けで辞任した上で一旦退職し、翌日の同月5日付けで一般社員として同社に再雇用された。このことから、厚生年金保険の被保険者資格を同日付けで喪失し再び取得する手続がなされるべきであったが、当該届出は行われておらず23年3月に標準報酬月額の改定が行われた記録となっている。

今からでも正しい年金記録に訂正してほしいことから、申立事業所が、 平成23年3月改定の月額変更届の取消届並びに22年11月5日付けの退職 及び再雇用に係る資格喪失届及び資格取得届を26年6月6日付けで年金事 務所に提出したが、22年11月から24年4月までの期間については、厚生 年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間として記録されている。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、当初、申立期間を含め前後で継続しており、申立期間に係る記録は全て年金給付に反映されるものとなっていたところ、申立人が平成22年11月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に同資格を再取得した旨の処理が26年7月8日付けで行われたことが確認でき、この結果、22年11月5日から24年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間として記録されている。

一方、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、退職

後継続して再雇用される者については、関係通知により、「同一の事業所においては雇用契約上一旦退職した者が一日の空白もなく引き続き再雇用された場合は、退職金の支払いの有無又は身分関係若しくは職務内容の変更の有無にかかわらず、その者の事実上の使用関係は中断することなく存続しているものであるから、被保険者の資格も継続するものである。」とされ、その上で、国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年11月9日法律第95号)によって、65歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金(在職老齢年金)が年金と標準報酬月額の合計額に応じて支給停止される仕組みに改められたとの観点から、「ただし、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、退職後継続して再雇用される者については、使用関係が一旦中断したものと見なし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えないこと。」とされている。

申立事業所及び申立人は、申立人に係る平成23年3月改定の月額変更届の 取消届並びに22年11月5日での退職及び再雇用に係る資格喪失届及び資格 取得届を26年6月6日付けで年金事務所に提出しているところ、年金事務所 は前述の届出を受付処理するに当たり、申立事業所に対して「説明内容確認 書」を送付しており、これを見ると、申立期間については、健康保険及び厚 生年金保険の被保険者資格が取得されるが、時効により保険料徴収ができな いため、厚生年金保険の保険給付ができないこととなる旨記載されているこ とが確認できる。

これを受けた事業主及び申立人は、前述の「説明内容確認書」に同意していることを踏まえると、申立期間が年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間とされる原因となった被保険者資格の喪失及び取得の届出は、事業主及び申立人の意思に基づくものであると認められることから、当該資格の喪失及び取得の記録自体に誤りがあったものとは認められない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)では、年金記録確認第三者委員会の調査審議の結果、事業主が、被保険者の負担すべき厚生年金保険料を源泉控除しながら、厚生年金保険法に基づく同保険料の納付義務を履行していない、又は履行したか否かが不明であるとの意見があった場合に、厚生労働大臣が被保険者記録の訂正を行うものと規定されているところ、事業主が保管する賃金台帳によれば、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により源泉控除されたことが確認できる一方で、当該保険料は被保険者資格の喪失及び取得により還付又はその後に納付される保険料に充当されるべきものとなり、結果として事業主による保険料の納付義務が履行されないこととなったものであるが、事業主及び申立人は被保険者資格の喪失及び取得の届出を行うことにより、申立期間が年金額の計算の基礎とならなくなることと、前述の届出を行わないことにより、申立期間が年金額の計算の基礎となることのいずれかを選択可能であったところ、前述のとおり、前者を選択した結果、申立期間が年金額

の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間となったものであること から、このような場合において、当該選択の余地を認めた制度上の趣旨を超 えて記録訂正を行うことは、特例法の趣旨をも超えるものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、年金事務所が申立人の当該被保険者資格の喪失日及び取得日を誤って記録したものとは認められない上、特例法による記録訂正及び保険給付の趣旨にも該当しないことから、あっせんは行わない。

九州 (熊本) 厚生年金 事案 5377

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年7月11日

私は、A社(以下「申立事業所」という。)の役員を平成22年11月4日付けで辞任した上で一旦退職し、翌日の同月5日付けで一般社員として同社に再雇用された。このことから、厚生年金保険の被保険者資格を同日付けで喪失し再び取得する手続がなされるべきであったが、当該届出は行われておらず23年3月に標準報酬月額の改定が行われた記録となっている。

今からでも正しい年金記録に訂正してほしいことから、申立事業所が、 平成23年3月改定の月額変更届の取消届並びに22年11月5日付けの退職 及び再雇用に係る資格喪失届及び資格取得届を26年6月6日付けで年金事 務所に提出したが、22年11月から24年4月までの期間については、厚生 年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間として記録されており、申立期間に係る標準賞与額の 記録が確認できない。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、当初、申立期間を含め前後で継続しており、申立期間に係る標準賞与の記録は年金給付に反映されるものとなっていたところ、申立人が平成22年11月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に同資格を再取得した旨の処理が26年7月8日付けで行われたことが確認でき、この結果、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

一方、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、退職

後継続して再雇用される者については、関係通知により、「同一の事業所においては雇用契約上一旦退職した者が一日の空白もなく引き続き再雇用された場合は、退職金の支払いの有無又は身分関係若しくは職務内容の変更の有無にかかわらず、その者の事実上の使用関係は中断することなく存続しているものであるから、被保険者の資格も継続するものである。」とされ、その上で、国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年11月9日法律第95号)によって、65歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金(在職老齢年金)が年金と標準報酬月額の合計額に応じて支給停止される仕組みに改められたとの観点から、「ただし、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、退職後継続して再雇用される者については、使用関係が一旦中断したものと見なし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えないこと。」とされている。

申立事業所及び申立人は、申立人に係る平成23年3月改定の月額変更届の 取消届並びに22年11月5日での退職及び再雇用に係る資格喪失届及び資格 取得届を26年6月6日付けで年金事務所に提出しているところ、年金事務所 は前述の届出を受付処理するに当たり、申立事業所に対して「説明内容確認 書」を送付しており、これを見ると、申立期間については、健康保険及び厚 生年金保険の被保険者資格が取得されるが、時効により保険料徴収ができな いため、厚生年金保険の保険給付ができないこととなる旨記載されているこ とが確認できる。

これを受けた事業主及び申立人は、前述の「説明内容確認書」に同意していることを踏まえると、申立期間が年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間とされる原因となった被保険者資格の喪失及び取得の届出は、事業主及び申立人の意思に基づくものであると認められることから、当該資格の喪失及び取得の記録自体に誤りがあったものとは認められない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)では、年金記録確認第三者委員会の調査審議の結果、事業主が、被保険者の負担すべき厚生年金保険料を源泉控除しながら、厚生年金保険法に基づく同保険料の納付義務を履行していない、又は履行したか否かが不明であるとの意見があった場合に、厚生労働大臣が被保険者記録の訂正を行うものと規定されているところ、事業主が保管する賃金台帳によれば、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料が事業主により源泉控除されたことが確認できる一方で、当該保険料は被保険者資格の喪失及び取得により還付又はその後に納付される保険料に充当されるべきものとなり、結果として事業主による保険料の納付義務が履行されないこととなったものであるが、事業主及び申立人は被保険者資格の喪失及び取得の届出を行うことにより、申立期間に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎となることのいずれかを選択可能であったところ、前述の

とおり、前者を選択した結果、申立期間は年金額の計算の基礎となる被保険 者期間とはならない期間となったものであることから、このような場合にお いて、当該選択の余地を認めた制度上の趣旨を超えて記録訂正を行うことは、 特例法の趣旨をも超えるものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、年金事務所が申立人の当該被保険者資格の喪失日及び取得日を誤って記録したものとは認められない上、特例法による記録訂正及び保険給付の趣旨にも該当しないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る記録については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

九州 (大分) 厚生年金 事案 5378

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月28日から平成元年6月1日まで 私が勤務していたA社(以下「申立事業所」という。)における申立期 間の標準報酬月額は、平成21年度のねんきん定期便においては25万円から27万円であったが、22年度以降に、15万円から19万円に減額されてい るので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人の申立事業所における雇用保険の 資格取得時の賃金月額は15万円であり、オンライン記録における厚生年金保 険被保険者資格の取得時の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立事業所が提出した「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しに記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立事業所が加入しているB企業年金基金が提出した申立人に係る加入者台帳の写しにより、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の申立期間の標準報酬月額は、遡って減額されたなどの不自然な点は見られない上、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州 (大分) 厚生年金 事案 5379

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月下旬から同年11月1日まで

② 平成9年5月上旬から同年9月3日まで

私は、平成8年3月下旬からA社に勤務したが、厚生年金保険被保険者 資格の取得日は同年11月1日とされている。

また、平成9年5月上旬からB事業所(現在は、C社)に勤務したが、 厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年9月3日とされている。

申立期間において、これらの事業所に勤務したのは間違いないので、当 該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における雇用保険被保険者資格の取得日は平成8年11月1日とされている上、同社の元事業主が提出した申立人に係る社会保険の届出状況を記載した名簿(同社が社会保険事務を委託していた社会保険労務士が、申立期間当時に作成)には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年11月1日と記載されており、いずれもオンライン記録と一致している。

また、前述の元事業主は、「申立期間当時に社会保険関係の事務を行っていた当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料は無いが、従業員を入社と同時には社会保険に加入させておらず、厚生年金保険に加入させていない期間は、保険料を控除することは無かったと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様に平成8年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私は平成8年3月頃からA社に勤務した。」と回答していることから、同社で

は申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

2 申立期間②については、C社が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及標準報酬決定通知書」の写しによると、資格取得日は平成9年9月3日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、C社の事業主は、「申立人に係る人事記録、賃金台帳等の資料は保管していない。申立期間当時、従業員を入社させた後一定期間が過ぎてから、私の判断で社会保険に加入させていた。」と回答している。

さらに、オンライン記録により申立人の主張する勤務期間当時に、B事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、自身の厚生年金保険被保険者資格の取得日より数か月前に入社したとそれぞれ回答していることから、同事業所では申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

3 申立人が、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月頃から43年2月10日まで

私は、A社B事業所(以下「申立事業所」という。) にC職として昭和42年10月頃から勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は43年2月10日とされているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した労働者名簿により、申立人が申立事業所に昭和 42 年 12 月 4 日から 43 年 2 月 27 日まで在籍していたことが確認できる。

しかしながら、A社が提出した厚生年金番号索引簿及び申立事業所に係る 厚生年金保険被保険者原票には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得 日は昭和 43 年 2 月 10 日と記載されており、オンライン記録と一致している ことが確認できる。

また、A社は、「申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、昭和43年2月10日付けで社会保険事務所(当時)に届け出ている。申立人は、B事業所に42年12月4日付けで入社となっているが、短期の有期雇用であるC職として採用されていることから、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間当時の上司として姓を挙げた者は既に死亡している上、前述の被保険者原票により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、いずれも申立人を 憶 えておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について回答を得ることができない。

加えて、A社は、申立人に係る昭和42年12月分及び43年2月分の賃金台

帳を提出しているが、当該月の給与から厚生年金保険料は控除されていない ことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。